

新エネルギー調査特別委員会活動計画作成について

1 特別委員会所管事項調査項目

新エネルギー調査特別委員会
新エネルギー等に関する調査

2 年間活動計画について協議（6月1日）

- (1) 特別委員会の所管事項に基づき、調査項目を絞る。
- (2) 最終の目標、調査期間について協議する。
（例：提言、予算への反映など）
- (3) (1)の調査項目にかかる具体的な調査方法及び内容を検討する。
（いつ頃、どのような方法で（例：執行部説明、参考人招致、県内外調査、委員間での議論、みえ県議会だよりを活用した提案募集など、どのような内容の調査を行うかなど）

参考：活動計画書

委員会が活動していく中で、年間活動計画に変更が生じた場合は、その都度、活動計画の修正を委員会で協議する。

3 活動計画書の作成

2での議論を踏まえ、正副委員長が年間活動計画書を作成し、後日、委員に配付する。